

(仮称) えりも風力発電事業環境影響評価方法書に係る知事意見

本事業は、日高管内えりも町の約 1,272ha を対象事業実施区域として、48 基の風車による最大出力 201,600kW の風力発電所を設置する計画である。

対象事業実施区域は日高山脈襟裳国定公園に隣接し、同区域及びその周辺には保安林や自然度の高い植生、重要野鳥生息地 (IBA) といった重要な自然環境のまとまりの場が存在しているほか、シマフクロウやタンチョウなどの希少鳥類の生息情報がある。また、対象事業実施区域内及びその周辺には住居や福祉施設等が存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の風力発電設備、変電設備、工事用道路等の設置等、事業の実施に伴う土地の改変箇所等の決定、その他の事業計画の策定に当たっては、環境に配慮すべき区域を除外するなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

また、2 の個別的事項の内容を十分に踏まえ、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切に調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

なお、予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合や効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合等においては、事後調査を実施すること。

(2) 今後の手続きに当たっては、住民及び関係団体等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。

(3) 本方法書については、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで印刷やダウンロードが可能な状態で公表されており、また、環境省が進めている環境影響評価図書の公開に関する取組みに協力して同省のウェブサイトでも同様に公表されている。こうした情報公開は利便性向上などの観点から望ましいことであり、今後も継続した取組みに努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び超低周波音

ア 施設の稼働に伴う騒音に係る現地調査は二季の実施としているが、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に基づく調査については、同マニュアルに記載のとおり原則として四季毎に測定すること。

イ 対象事業実施区域内及びその周辺には住居が存在しているほか、同区域に近接して特に配慮が必要な施設である福祉施設も存在しており、工事の実施や施設の稼働に伴い、騒音及び超低周波音による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分低減すること。

ウ 騒音及び超低周波音による心身への影響については不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討すること。

(2) 水質

ア 対象事業実施区域には、さけ・ます増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である歌別川及びその支流があり、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、関係機関と協議を行い水域利用の状況を踏まえた上で、水質への影響を回避又は十分に低減できるよう環境保全措置を講ずること。

イ 工事の実施や地形の改変により発生するおそれのある水の濁りに係る環境保全措置については、近年増加している局所集中的な降雨の傾向を十分に踏まえたものとする。

(3) 風車の影

ア 対象事業実施区域内及びその周辺には住居が存在しているほか、同区域に近接して特に配慮が必要な施設である福祉施設も存在しており、施設の稼働に伴い、風車の影による重大な影響が懸念される。このため、風車の配置の検討に当たっては、できる限り住居等から離隔することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 施設の稼働による風車の影については、影響が及ぶ時間の長短に関わらず人によって気になることがあるため、風車の適正な配置や構造等の検討を含めて、影響が回避又は十分に低減されているかの観点から評価すること。

(4) 動物

ア コウモリ類の音声モニタリング調査結果については、専門家等から助言を得ながら風速と飛翔状況との関係を整理するなどし、バットストライクの影響について適切に予測及び評価を実施すること。

イ 対象事業実施区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、シマフクロウ、オジロワシ及びオオワシの分布情報により、特に重点的な調査が必要とされる注意喚起レベル A3 及び B に該当するほか、専門家等によりクマタカやタンチョウなどの希少な鳥類の生息やハクチョウ類の渡りのルートとなっている可能性が指摘されている。このため、これらの種をはじめとする鳥類のバードストライクや移動経路の障害、生息への影響等について、専門家等から助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

(5) 植物

ア 本方法書では、植物調査の踏査ルートが土地改変の可能性がある区域を網羅しておらず、改変による影響を十分な精度で予測及び評価できないおそれがあることから、土地改変や樹木の伐採を予定する場所を網羅するよう踏査ルートを設定し直すこと。

イ 現地調査により重要な植物種が確認された場合は、当該種の生育地及びその周辺の土地改変を避けるなど、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

ウ 工事の実施による土地改変に伴う表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略性の高い外来植物の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、土地改変を予定する区域及びその周囲における侵略性の高い外来植物の生育状況を予め把握し、工事の実施によりその分布が拡大することのないよう施工方法を検討すること。また、具体的な外来植物の拡散防止対策について準備書に記載すること。

(6) 生態系

- ア 注目種については、現地調査の結果を踏まえて候補の見直しを含めて検討の上、適切に選定するとともに、選定の経緯を準備書に記載すること。
- イ 工事の実施による土地改変や樹木の伐採については、その範囲を必要最小限とすること。特にブナクラス域自然植生（植生自然度 9）といった自然度の高い植生の区域及び大型鳥類や哺乳類などが営巣やねぐらなどに利用し得る大径木を含む樹林地については、現地調査によりその存在する区域を明らかにした上で、これらの区域の改変の回避を最優先に環境保全措置を検討すること。

(7) 景観

- ア 対象事業実施区域に隣接する日高山脈襟裳国定公園には複数の眺望点があり、「百人浜」からは対象事業実施区域が近距離に位置すること、また、「襟裳岬」からは百人浜にかけての海岸沿いに風車が視認される可能性が高いことなどから、こうした眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、景観に対する影響については、地域住民や観光客、国定公園利用者などの個人や関係団体に対してフォトモンタージュを提示した聞き取り調査等を実施し、その結果を踏まえ、主要な眺望景観への影響が回避又は十分に低減されているかの観点から客観的に評価すること。
- イ フォトモンタージュの作成に当たっては、四季を通じて風車と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いて作成することなどにより、風車の見えやすさや目立ちやすさが最大となる条件を想定したものとするとともに、色調、明度、解像度や大きさについては、実際の視覚的印象を反映したものとすること。

(8) 人と自然との触れ合いの活動の場

対象事業実施区域に近接する「百人浜」などの人と自然との触れ合いの活動の場については、本事業の実施に伴う騒音、風車の影及び景観変化等による重大な影響が懸念される。このため、これら活動の場の利用状況等について十分調査した上で、工事の実施や施設の存在のみならず、施設の稼働による影響も含め適切に予測及び評価を実施すること。

(9) 廃棄物等

工事の実施に伴う廃棄物及び残土については、その発生の抑制に努めるとともに、発生量に加えて最終処分量、再生利用量及び中間処理量等の把握を通じ、適切に調査及び予測を実施すること。